

高医発第113号  
2高健対第815号  
令和2年8月31日

医療機関管理者 各位

一般社団法人 高知県医師会会長  
岡 林 弘 毅  
(公印省略)  
新型コロナウイルス感染症医療調整本部長  
(健康政策部長)  
鎌 倉 昭 浩  
(公印省略)

「新型コロナウイルスに係る検査協力医療機関の契約締結について」  
に関するQ&Aについて

「新型コロナウイルスに係る検査協力医療機関の契約締結について」(令和2年7月29日付通知)で、県内の医療機関に幅広く検査協力医療機関への参加を呼びかけていますが、今般、契約締結に関するQ&Aを別添のとおり作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は発熱、呼吸器症状(咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など)、頭痛、倦怠感、下痢、嘔吐など多彩な症状を呈します。今後は、新型コロナウイルス感染症を念頭においた医療(ex.発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、下痢、嘔吐等に対する医療)とそれ以外の医療(ex.慢性の基礎疾患等に対する定期的な医療)をいかに両立していくかが重要になります。院内感染のリスクを低減するためにも、早めに検体を採取したり、両者の動線を分けたりすることが重要ですので、ぜひ検査協力医療機関にご参加いただきますようお願い申し上げます。

検査協力医療機関については、体制が整い次第「必要な感染対策を講じ、新型コロナウイルス感染症を念頭においた医療とそれ以外の医療を両立している医療機関」として県ホームページで周知します。また、県民の皆さまには、必ずあらかじめ電話で受診可能であるかを確認していただいたうえで、マスクを着用して受診するように周知します。こうした趣旨から、日本医師会の「安心マーク」(別紙参照)も併せて取得することを推奨いたします。

なお8月31日現在、県内の検査協力医療機関は82箇所となっていることを申し添えます。

## 検査協力医療機関について（Q&A）

問1 検査協力医療機関の契約を締結せず、保険診療による新型コロナウイルスの検査を実施することは可能か。

（答）国の通知（健感発 0304 第 5 号）にありますように、保険診療による新型コロナウイルスの検査については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止」という観点を有することから、都道府県等から行政検査を委託しているもの取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととしています。このため、保険診療で新型コロナウイルスの検査を行う場合は、必ず検査協力医療機関として県、高知市との契約を締結してください。

問2 検査協力医療機関として県と契約を締結した時点よりも前に実施した検査について、保険請求を行うことは可能か。また患者自己負担部分を公費で支弁することが可能か。

（答）お見込みとおり。令和2年4月1日以降の診療行為については保険請求可能です。また患者自己負担部分についても公費で支弁されます。

問3 検体採取時の梱包や郵送にかかる費用を、診療報酬とは別に患者等に請求してよいか。

（答）保険診療で検査を実施する場合は、患者等に別途梱包や郵送費用を請求しないでください。なお、診療報酬上新型コロナウイルス核酸検出に係る点数としてカテゴリーB 感染物質輸送を行う場合の 1,800 点（行わない場合は 1,350 点）には、梱包、輸送にかかる費用が含まれています。

問4 検査協力医療機関として契約を締結するものの、医療機関名を非公表とすることは可能か。

（答）検査協力医療機関については、医療機関名を県ホームページに公表することとします。これは受診者が、保健所等の受診調整を待つことなく、ワンストップで最寄りの又はかかりつけの検査協力医療機関に受診できるようにするためです。

問5 検査協力医療機関として契約を締結するものの、入院患者及び再診外来患者のみの検査を行うこととすることは可能か。

（答）検査協力医療機関の一覧を県ホームページに公表する際は、医療機関名やその所在地、電話番号のみならず、委任状の「備考1」の欄も掲載します。各医療機関の実情に応じてご記載ください。

なお、患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、医師法上の応召義務違反にあたりとみなされる場合がありますので、備考1の記載に当たって不安がある方は、県健康対策課にお問い合わせください。

<備考1の記載例>

- ◆ 院内感染対策の観点から、一日の外来患者数を制限しています。再診の方を優先して診療する必要があるため、初診の方の受け入れが困難な場合があります。まずは、電話で

受診可能かをご相談ください。

- ◆ 当院は透析専門医療機関であり、透析治療で当院かかりつけの方、紹介受診の方を優先して診療します。初診の方の対応ができない場合もありますので、必ず電話で受診可否をお問合せください。

問6 検体採取方法と民間検査会社については、検査協力医療機関の判断で決定して良いか。

(答) お見込みのとおり。国立感染症研究所の2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル(最新版)に基づいて判断してください。

問7 検査協力医療機関ではない医療機関における診療中に、受診者が発熱、呼吸器症状(咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など)、頭痛、倦怠感、下痢、嘔吐などを呈するなどして、新型コロナウイルスの検査が必要になった場合は、どのように対応したらよいか。

(答) 当該受診者を検査協力医療機関に紹介をお願いします。その際は必ず事前に検査協力医療機関と受診日時等を協議するなどして、受診者が困らないようにしてください。

問8 県のホームページに検査協力医療機関を公表した後に、検査協力医療機関として契約を締結することは可能か。

(答) 県ホームページに公表した後でも、検査協力医療機関として県及び高知市との契約に承諾していただける医療機関は、委任状を県医師会事務局に送付をお願いします。随時、県ホームページに検査協力医療機関として追加更新します。

問い合わせ先

高知県健康政策部健康対策課

TEL : 088-823-9677

E-mail : kansensyou@ken.pref.kochi.lg.jp